

2014年度（第34回）四国クラブ対抗香川県予選競技

開催日：平成26年7月17日（木）
開催コース：ロイヤル高松カントリークラブ

主催 香川県ゴルフ協会
共催 四国ゴルフ連盟
後援 四国新聞社

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則Iの規定は最新のゴルフ規則が適用される。
ただしゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に記載されている場合を除き
ローカルルール及び競技の条件の違反の罰は2打の罰とする。

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(C)1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(C)1a』を適用する。

5. 競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付I(C)5b』を適用する。

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って
処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員が
ホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開
してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければ
ならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者が
すぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に定められているような、罰を免除する正当な
事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

a. 通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. 険悪な気象状況に：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。
よる即時中断

c. プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの
携帯品の一部とする。

そのカートとカート上の全ての物は球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの
携帯品とみなす。

但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がこれを動かしていた時、または一人のプレーヤーの
指示で共用のキャディーが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを運転している
（操作している）プレーヤー、または特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用する事を禁止する。
この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(C)2』を適用する。

10. スコアカードの提出

本競技においては、提出ボックス方式を採用する。

11. チーム競技でのアドバイス

- (1) ゴルフ規則(8条・注)に従って、自チームのメンバーにアドバイス(パットの線の指示も含む)を与えることのできる人を1名だけ指名することができる。
- (2) アドバイスを与えることのできる人の氏名(チームのプレーヤー以外の人であること。なお、監督はアドバイザーを兼ねることができる。)は前もって委員会に届け出ておかなければならない。
監督及びアドバイザーはティインググラウンド上、およびグリーン上への立入りを禁止すると共にカートの使用も禁止する。なお、監督及びアドバイザーは局外者ではなくチームのプレーヤーサイドの人であり、その違反についてはプレーヤー又はチーム全員に責任が及ぶことがある。

又監督と選手を兼任する場合は、上記には該当せず、あくまでも選手としての立場で参加すること。

12. 順位の決定

参加選手6名のうち上位5名の合計打数により決定し、合計打数が等しいときは、参加選手の第6位の打数により決定し、なお同打数のときは同位のベストスコアの少ない方が優先し、なお同打数のときは順次第2位以下の打数の少ない者より順位を決定する。

13. 使用ティーマーカーは、コンペマークを使用する。

14. 悪天候などにより通常の競技運営に支障をきたす場合が生じたときは、委員会により競技方法を変更する事がある。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. ラテラルウォーターハザード(規則26-1)

ラテラルウォーターハザードは赤杭をもってその限界を標示する。

4. 動かさない障害物(規則24-2)

- a. 排水溝
- b. 距離標示のついた樹木、看板
- c. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝及び白線で囲っている区域
(その道路の一部とみなす、わだち跡を含む)
- d. 電磁誘導カート用の2本の人工をもつ軌道は全幅をもってカート道とみなす。
- e. グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付I(B)6』を適用する。

5. 予備グリーン

予備グリーンは、プレー禁止の修理地とする。(『ゴルフ規則付I(B)2a』参照)

6. 指定ドロップ区域

14番ホールにおいて、球がグリーン手前のラテラルウォーターハザードに入った場合は、1打罰を付加して指定ドロップ区域を使用することができる。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. コース内での携帯電話は、委員会の許可なく使用を禁止する。
4. 監督、アドバイザー、選手の変更は当日の監督会議を最終締め切りとする。
(可能な限り前日までに事務局まで連絡願います)
5. 本競技上位6位チームが8月7日(木)徳島カントリー倶楽部(徳島県)での四国決勝大会へ出場する事が出来る。
6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消す事が出来る。